

第2次富津市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024年度～2030年度



富 津 市

2024年8月

■目次

第1章 基本的事項	1
1 目的	
2 計画の位置付け	
3 対象とする範囲	
4 対象とする温室効果ガス	
5 温室効果ガス排出量の算定方法	
6 計画期間	
第2章 富津市におけるこれまでの取組	4
1 対象とした範囲	
2 対象とした温室効果ガス	
3 基準年度及び計画期間	
4 削減目標	
5 二酸化炭素排出量の実績	
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	6
1 温室効果ガス総排出量	
2 温室効果ガスの排出削減目標	
第4章 目標達成に向けた取組	9
1 取組の基本方針	
2 具体的な取組内容	
第5章 計画の推進・進行管理	11
1 推進体制	
2 各組織の役割	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

13 気候変動に
具体的な対策を



第1章 基本的事項

1 目的

第2次富津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第2次事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定により、富津市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に地方公共団体実行計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

策定に当たっては国の基本指針、県の「地球温暖化対策実行計画」・「カーボンニュートラル推進方針」を踏まえるとともに「富津市みらい構想」や「富津市環境基本計画」をはじめ、富津市の各種関連計画と連携・整合を図ったなかで、計画を推進します。

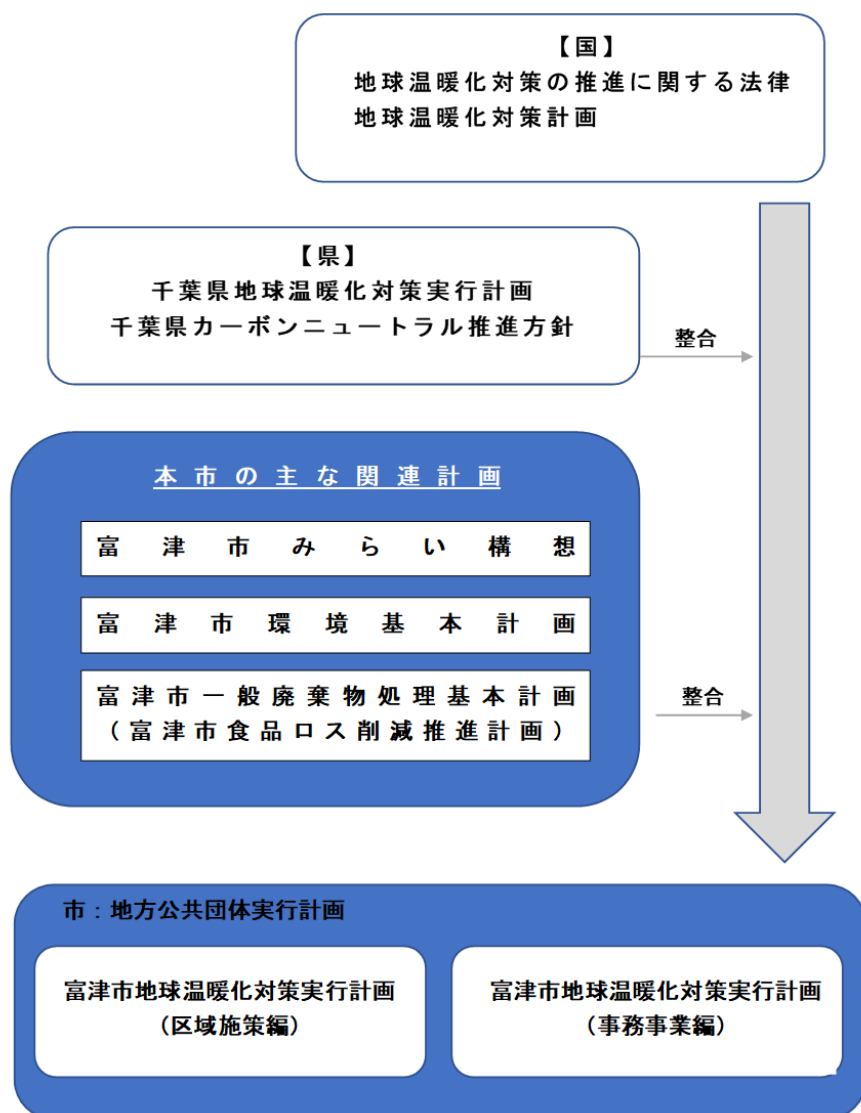


図 1-1 計画の位置付け

3 対象とする範囲

第2次事務事業編の対象範囲は、原則として、本市の全ての事務事業及び本市が所有する施設（公用車を含む）を対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、次の4種類とします。

種類	地球温暖化係数※ ¹	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	1	燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）、他人から供給された電気や熱の使用 等
メタン (CH ₄)	28	自動車の走行や燃料の燃焼、し尿処理、家畜の反芻 等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	ボイラーやガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、し尿処理 等
ハイドロフルオロカーボン (HFC _s)	1,300 (HFC-134a)	カーエアコンの使用・廃棄、消火器の使用・廃棄 等

なお、地球温暖化対策推進法ではこの他に、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) も規定されていますが、これらは、市の事務・事業からの排出はほとんどなく、排出実態の把握が困難なため、本計画での削減を目指す温室効果ガスの対象外とします。

※¹ 地球温暖化係数：GWP（Global Warming Potential）。温室効果ガスについて、温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素との比で表した係数。ガスの種類や温室効果ガスを見積もる期間の長さによって変化する。係数は2023年12月12日時点の値

5 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行令第3条の規定による排出係数及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を用いて算定します。

なお、電気の排出係数については毎年変動することから、毎年度公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」

の電気事業者ごとの基礎排出係数を使用します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

6 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。ただし、社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

項 目	年 度									
	2013	...	2019	...	2023	2024	...	...	...	2030
期間中の事項	基準 年度									目標 年度
事務事業編 計画期間			第 1 次					第 2 次		
										

第2章 富津市におけるこれまでの取組

1 対象とした範囲

本市では、2019 年 4 月に市長部局の下記施設を対象に第 1 次富津市地球温暖化対策実行計画（以下「第 1 次事務事業編」という。）を策定しました。

【対象施設一覧】

市役所本庁舎、富津連絡所、峰上出張所、関豊連絡所、環境センター、飯野保育所、吉野保育所、佐貫保育所、中央保育所、竹岡保育所、金谷保育所、峰上保育所、消防防災センター、消防署天羽分署、富津聖苑、クリーンセンター、富津市一般廃棄物最終処分場

2 対象とした温室効果ガス

第 1 次事務事業編では、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を削減対象としました。

3 基準年度及び計画期間

(1)基準年度：2013 年度

(2)計画期間：2019 年度から 2023 年度まで 5 年間

4 削減目標

区分	基準年度排出量 2013 年度	削減目標	目標年度排出量 2023 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,633.413t-CO ₂	5 %	1,551.742t-CO ₂

5 二酸化炭素排出量の実績

2023 年度に本庁舎を含む対象施設から排出された二酸化炭素排出量は、集計の結果、表 2-1 のとおり 931.932t-CO₂となり、基準年度である 2013 年度の排出量 1,633.413 t-CO₂と比較して△701.481t-CO₂、42.95%減となりました。

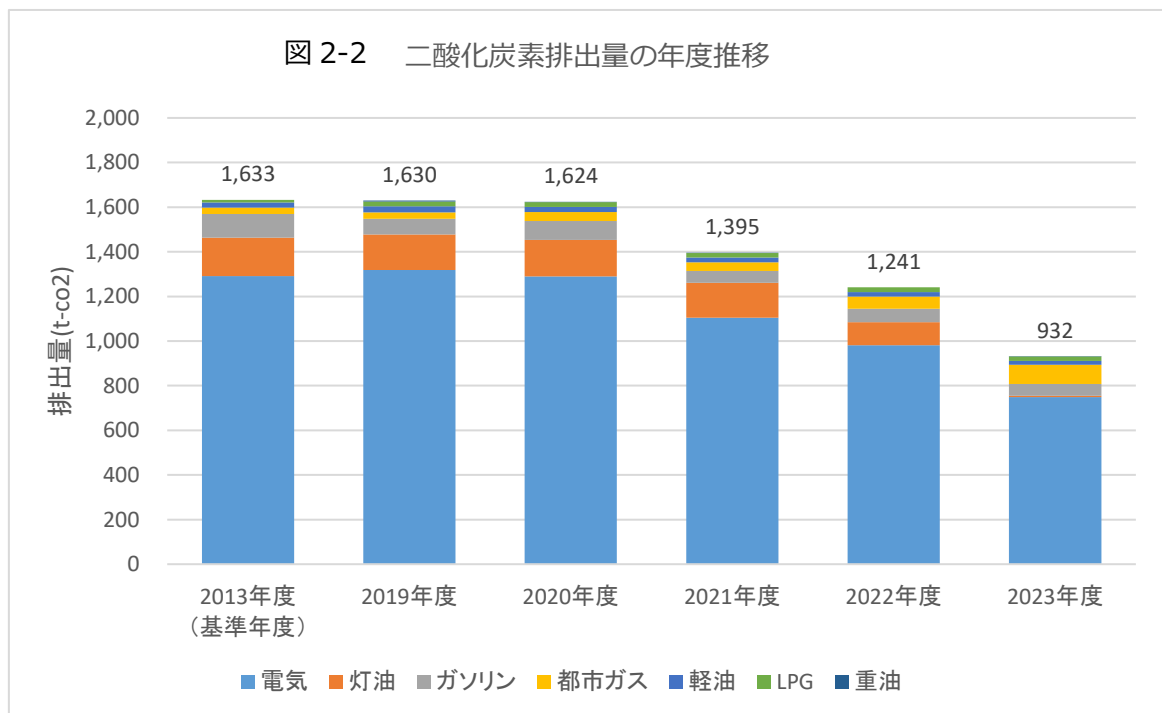
これは、使用電力を施設の一部で、二酸化炭素排出量の少ない廃棄物発電に切り替えたことや、峰上出張所、富津・関豊連絡所及び富津聖苑の廃止が主な要因と考えられます。

第 2 次富津市地球温暖化防止実行計画では、富津市の事務・事業を全て対象とし、ハード面の取組のほか、ソフト面として職員の日常業務におけるエコ運転、節電等の省エネルギー推進の取組により温室効果ガス総排出量の削減に努めることとします。

表 2-1 二酸化炭素排出量の推移

年 度	排出量 (t-CO ₂)	基準年度比増減率	前年度比増減率
2013 年度(基準年度)	1,633.413		
2019 年度(計画 1 年目)	1,629.629		
2020 年度(計画 2 年目)	1,623.913	△0.58%	△0.35%
2021 年度(計画 3 年目)	1,395.215	△14.58%	△14.08%
2022 年度(計画 4 年目)	1,241.042	△24.02%	△11.05%
2023 年度(計画 5 年目)	931.932	△42.95%	△24.91%

図 2-2 二酸化炭素排出量の年度推移



第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、4,143t-CO₂となっています。

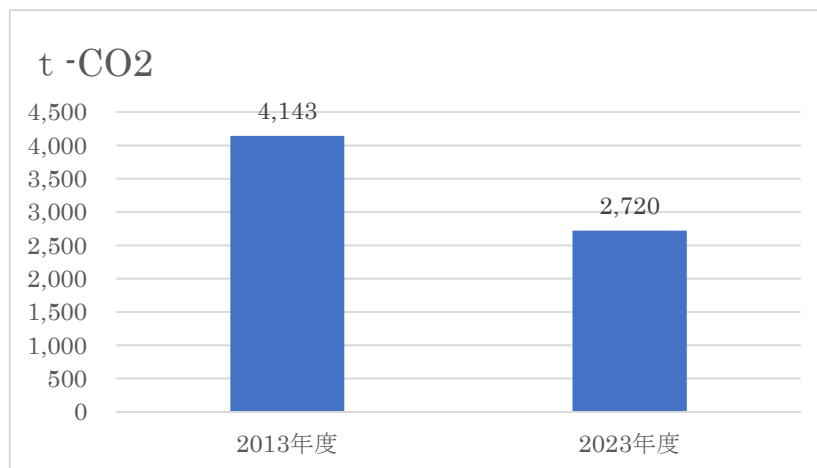


図 3-1 本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

2023年度における本市の事務・事業からの温室効果ガス総排出量は2,720 t-CO₂（二酸化炭素換算）です。温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が最も多く全体の約93%を占め、次いでメタン（CH₄）が約5%となっています。

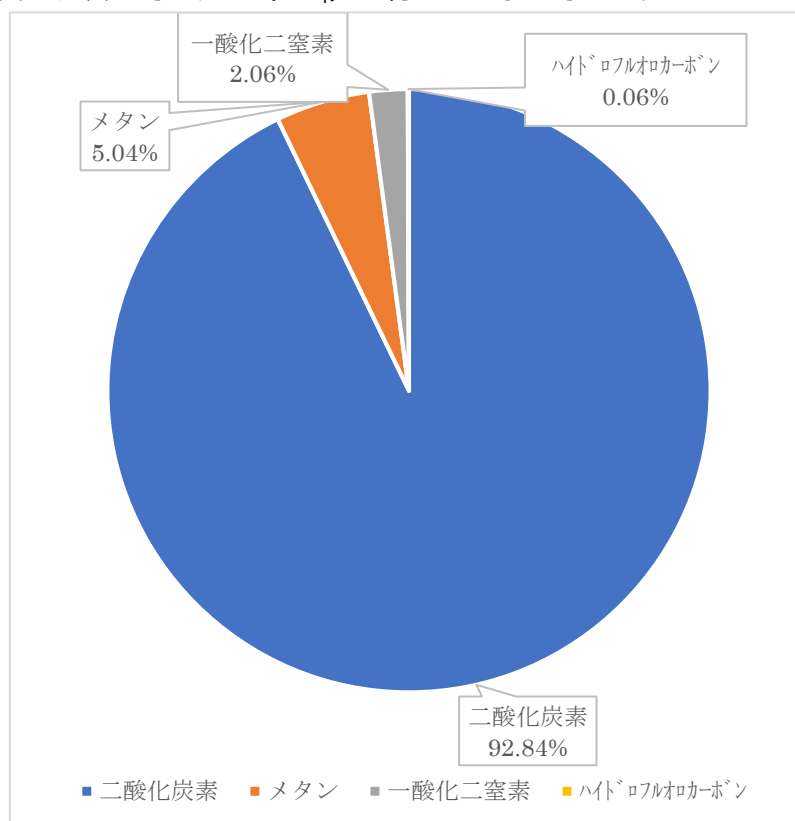


図 3-2 温室効果ガス排出量の内訳（2023年度）

部門別では、教育部が最も多く全体の 50%を占め、次いで総務部、市民部、建設経済部、となっています。

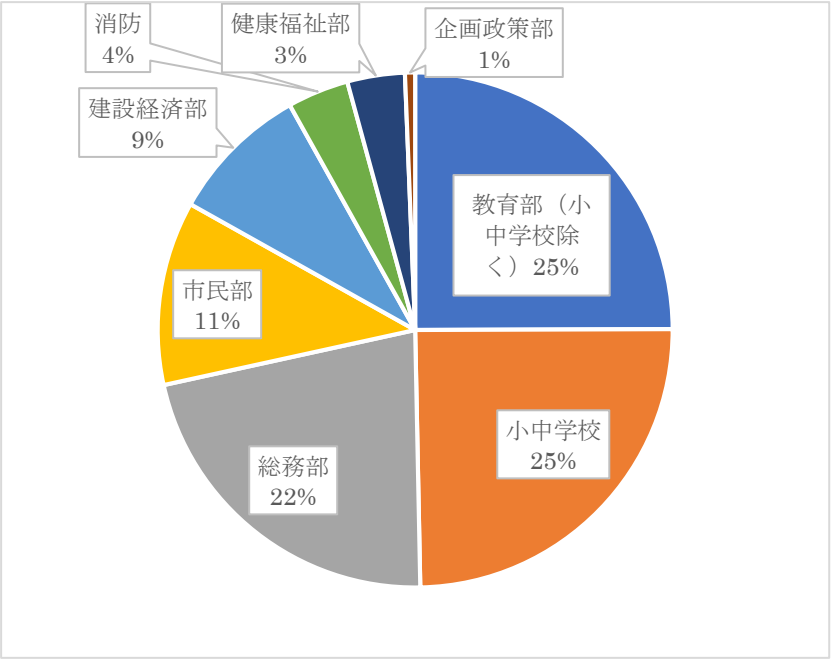


図 3-3 部門別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度）

活動種類別では、電気が全体の 63%を占め、軽油 14%、ガソリン 4%、A 重油 4%となっています。

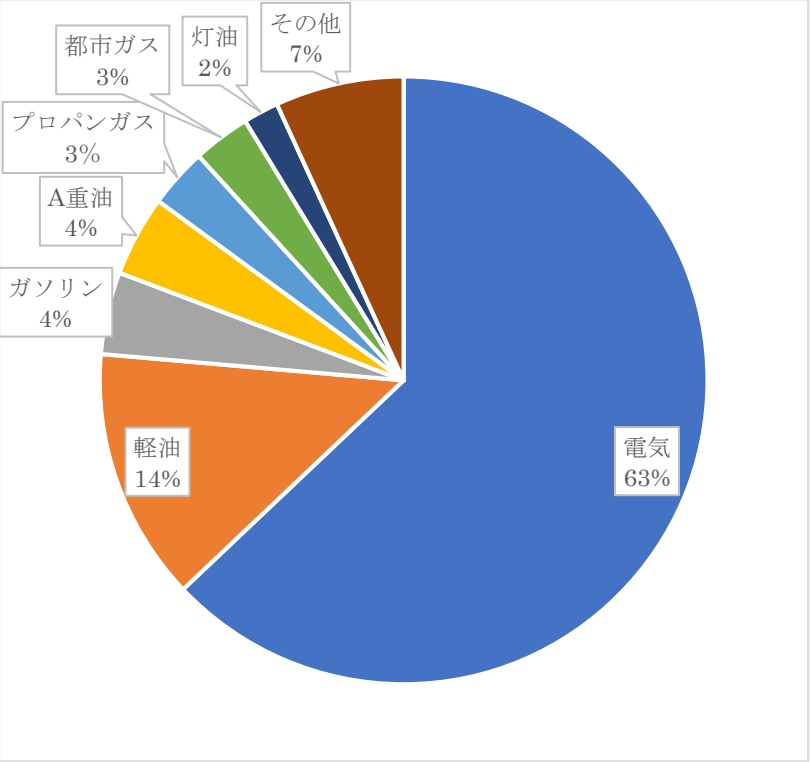


図 3-4 活動種類別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度）

2 温室効果ガスの排出削減目標

(1)目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2)温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で政府実行計画に合わせ 50%削減することを目標とします。

3-5 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの 排出量	4,143t-CO ₂ ※ ²	2,072t-CO ₂
削減率	—	50%

※²基準年度の温室効果ガス排出量は、第 1 次事務事業編とは対象施設が異なります。

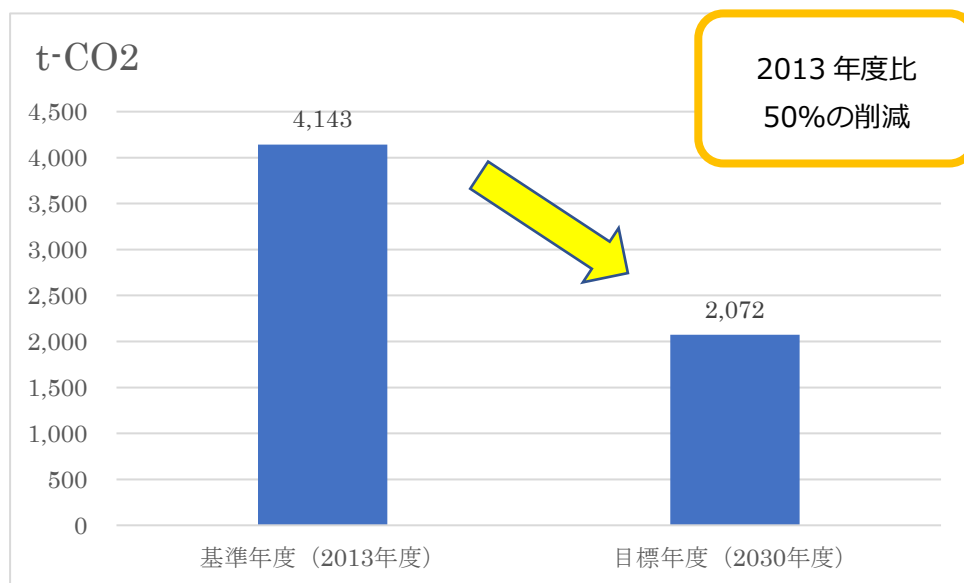


図 3-6 温室効果ガスの削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

2050 年カーボンニュートラルに向け、率先して市自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため、省エネルギー、省資源の推進、再生可能エネルギーの導入、環境に配慮した調達の推進などの取組を推進します。

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 具体的な取組内容

(1)再生可能エネルギーの導入やCO₂の排出係数がより少ない発電による電力の購入

- ①富津市所有施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ②電力小売自由化に伴い、電力供給先の検討をするときに、発電時のCO₂排出係数がより少ない電力事業者を選定する。

(2)施設設備の改善等

- ①施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ②公共施設の省エネ最適化診断の活用を検討する。
- ③LED 照明への移行を順次行う。
- ④公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッド車、電気自動車等の導入を図る。
- ⑤公共施設の緑化を推進する。

(3)物品購入等

- ①電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ②事務用品は、詰め換えリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ③環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

(4)職員の日常の取組

- ①電気使用量の削減
 - ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の短縮に努める。
 - ・昼休みの消灯や執務時間外の不必要箇所の消灯を行う。
 - ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ・OA 機器等の電源をこまめに切るようにする。

- ・冷暖房は適正温度に設定し、管理をする。
- ・ノー残業デイを徹底する。
- ・エレベータの使用を控える。

②燃料使用量の削減

- ・公用車の運転時に急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備及び管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・公用車走行時は法定速度を遵守する。
- ・公共交通機関やリモート会議を積極的に利用する。

③ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底をする。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減をする。
- ・リサイクル用紙の購入をする。
- ・使用済み封筒の再利用をする。
- ・パソコン・タブレットを活用し、会議資料の削減を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマ等の節水機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全情報の提供を行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第5章 計画の推進・進行管理

1 推進体制

本計画に基づく取組を実効的に推進するために、計画の進捗状況を点検・評価し、今後の取組に反映させることが必要です。

推進体制は図 5-1 のとおりとします。

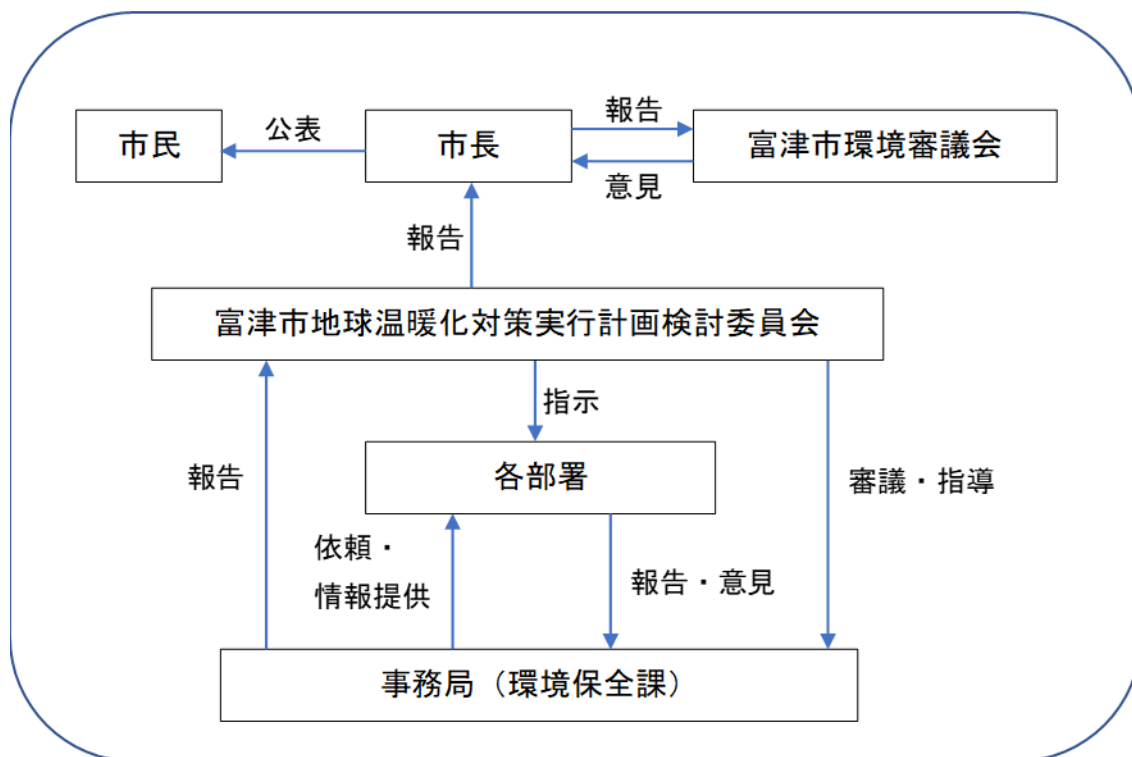


図 5-1 推進体制図

2 各組織の役割

各部署は、所管する施設の施策を検討し、目標達成に向けた取組を積極的に実践します。また、四半期ごとに施設及び自動車のエネルギー使用量等の実績を把握し、事務局へ報告します。

事務局は、各部署から施設及び自動車のエネルギー使用量等の実績を取りまとめ、温室効果ガス排出量を算定します。その上で、目標に対する結果と、結果に対する要因を取りまとめ、「富津市地球温暖化対策実行計画検討委員会」に報告します。

検討委員会は、計画の進捗状況の点検・評価や計画の見直しについて、審議を行った後、富津市ホームページで公表します。